

インターネット上の ブロッキングの概要

日本インターネットプロバイダー協会
理事・行政法律部会副部長 野口 尚志

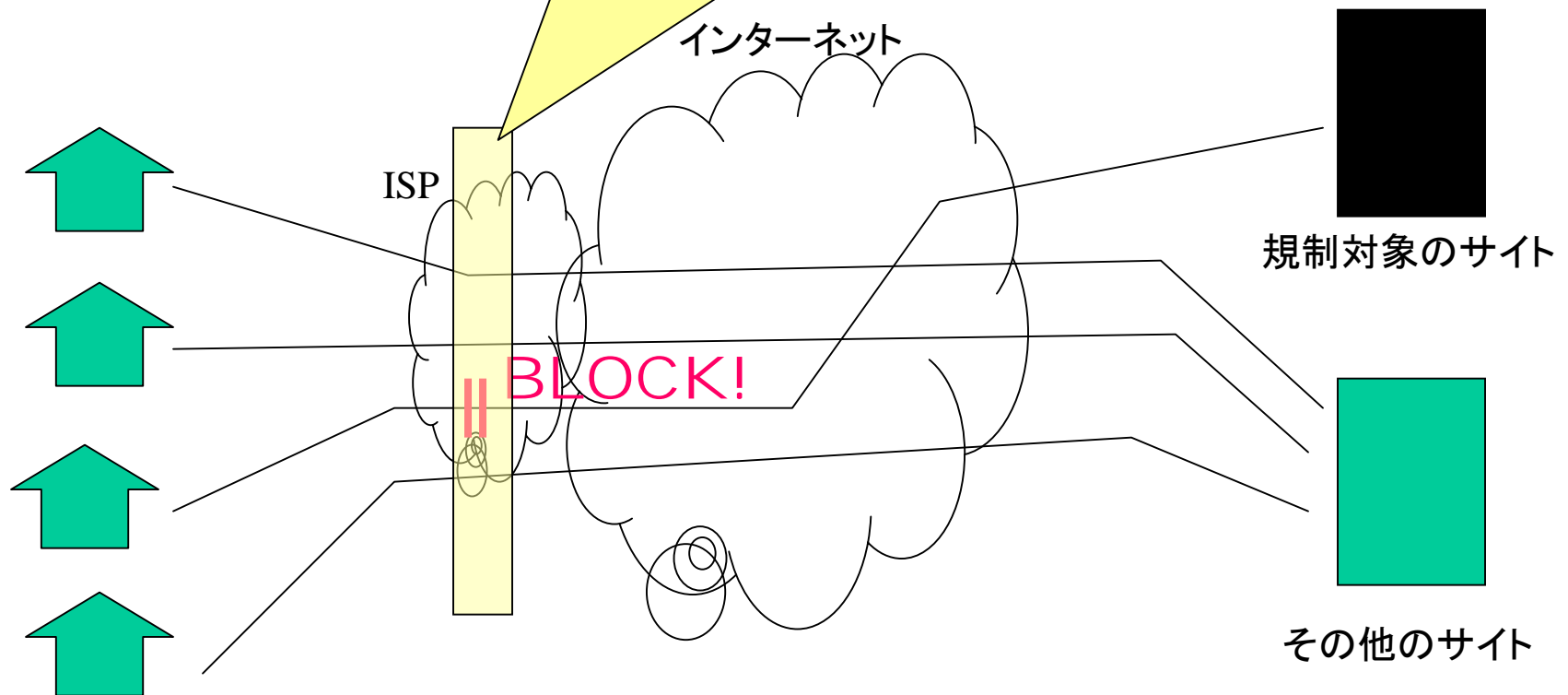
2010.9.10

児童ポルノとは

- 実在の児童の、以下のような姿態の写真など
 - 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
 - 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
(児童買春・児童ポルノ処罰法の定義)
- 児童への性的虐待の結果、製造されるものも多い
- そして、被害は製造では終わらず、一生にわたる

ブロッキングとは

前提として、利用者全員の通信の
相手方を調べる必要がある。



今までの方法との違い

- 受信者(サイト閲覧者)に対して行う
 - 「削除」は, 発信者に対して個別に行う
 - 利用者全員が対象となる
- 利用者の同意にかかわらず行う
 - 「フィルタリング」は, 利用者の同意が前提
 - 個別に外すことはできない

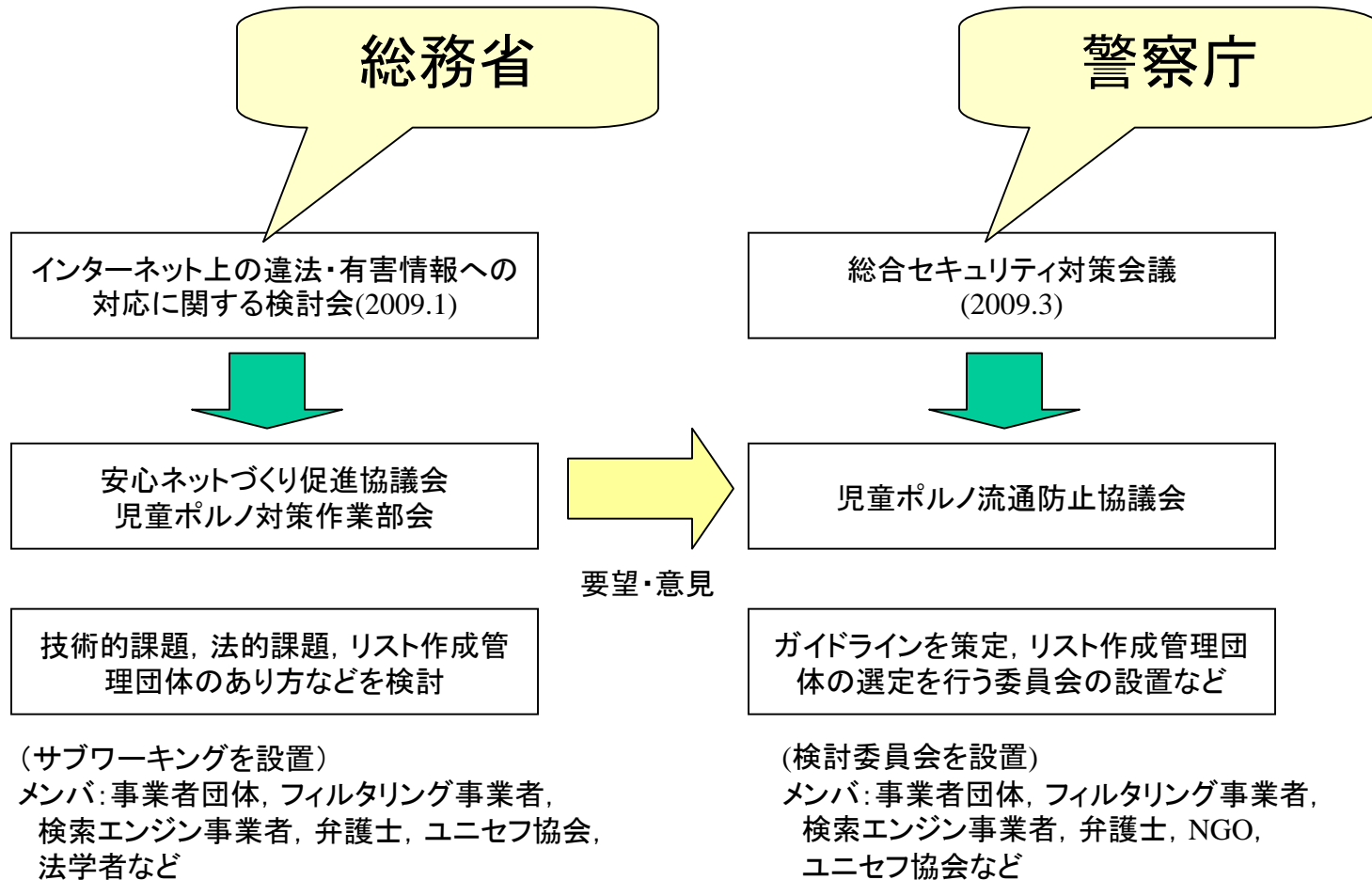
通信の秘密との関係

- 利用者は、通信の相手方はもちろん、存在自体を誰にも(ISPにも)知られない利益を有する
 - 憲法の規定を受け、電気通信事業法で保護されている
 - 正当な理由なく通信の秘密を侵害すれば、罪に問われる
 - 「正当な理由」「通信の秘密の侵害」は、従来から極めて厳格に解釈されている
- ブロッキングを行うのであれば、通信の秘密との関係の議論を避けて通れない

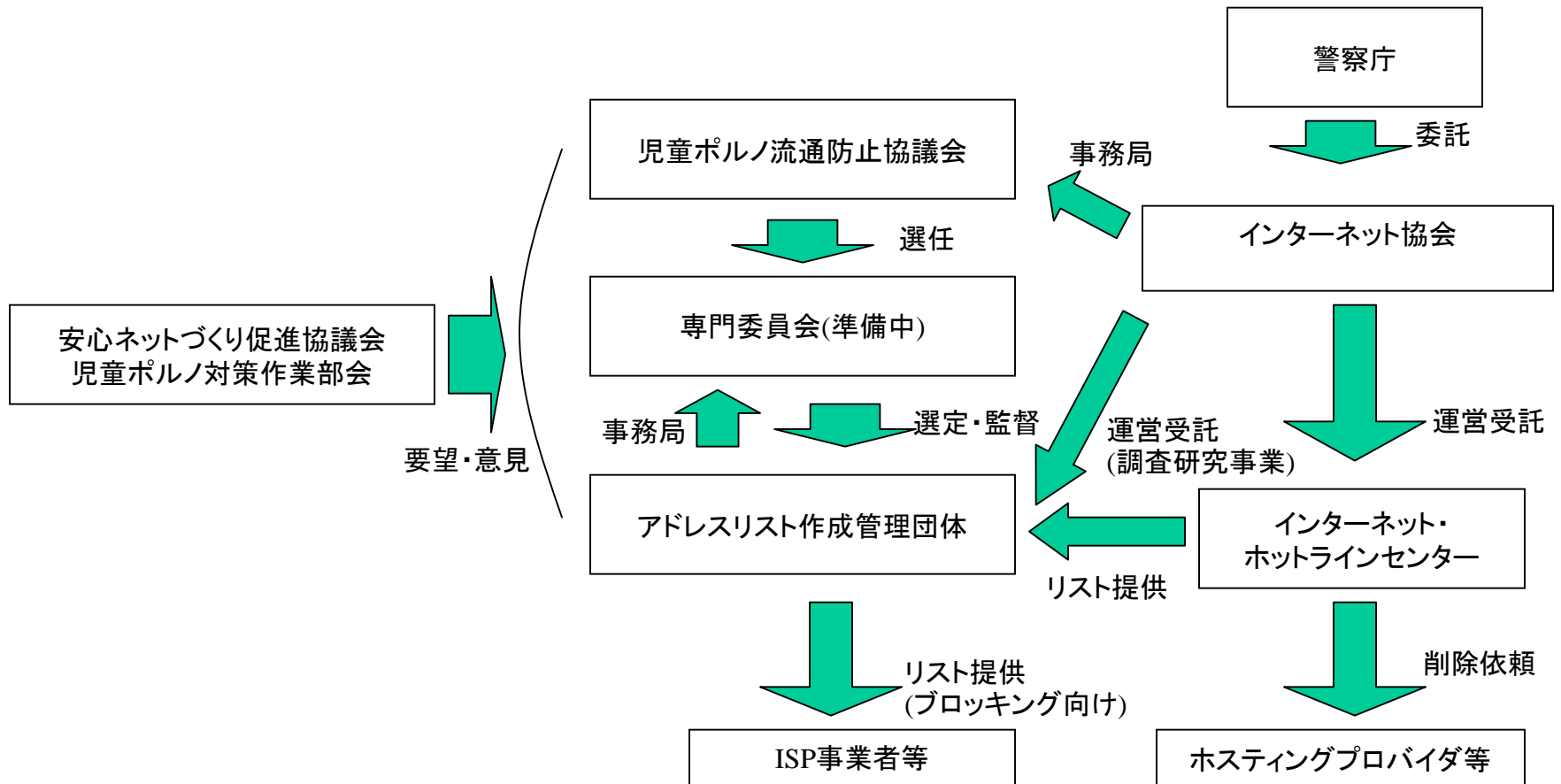
通信の秘密(2)

- 利用者全員の通信の秘密を侵害すること
 - 今までの対応は、「発信者の探知」, 「受信者の同意(申し込み)」によるフィルタリング」などに限定されていた
- 通信の秘密をブロッキングのために用いるのは、明らかに目的外利用であること
- もちろん、「通信の秘密」は絶対ではないので、「それを押しつけるだけの根拠があるかないか」という議論
 - 典型的には、通信傍受法(立法による措置)、自殺予告をした人の発信者情報の警察への開示(緊急避難)など

検討のスキーム



概ねの相関図



検討などの流れ

2009.2 安心ネットづくり促進協議会設立

2009.6 児童ポルノ流通防止協議会発足

2010.1 「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成
管理団体運用ガイドライン案」パブコメ実施

2010.3 法的問題検討サブワーキング報告書
発表

2010.3 運用ガイドライン発表
報告書発表(報道向け報告会実施)

2010.5 JAIPA「児童ポルノブロッキングにつ
いての当協会の見解」発表

2010.6 専門委員会設置に向け会合

2010.6 JAIPA「インターネット接続サービスを
ご利用の皆様へ」発表

2010.6 アドレスリスト作成管理団体(調査研
究事業)決定 (インターネット協会)

2010.7 「児童ポルノ排除総合対策」策定

2010.8 調査研究事業の参加事業者募集中

ほぼ解決している点

- 児童ポルノ対策の必要性
 - 被害の重大性に鑑み, ISP事業者としての対策の必要性(もっとも, ブロッキングに限らない)
- ブロッキングそのものが可能という整理
 - ブロッキングそのものは, 現行法でも可能と考える余地がある. (法的問題SWG報告書)
 - 各社の判断で, 実施は可能

未解決の点(1)

- **ブロッキングが可能な範囲**
 - 法的問題SWG報告書
 - 海外サーバにあるもの
 - 削除要請に応じないもの(まず削除要請という趣旨)
 - 児童ポルノ排除総合対策
 - 国内, 海外問わず即時ブロッキング
 - 実際にはリスト作成管理団体での精査が必要
- **当面の運用**
 - ガイドライン, JAIPA見解とも, 狭いほう(確実なほう)からの実施を前提
 - 「削除要請を経ないでのブロッキング」は, 法的課題をより整理する必要がある

未解決の点(2)

- アドレスリスト作成管理団体
 - ガバナンス, 透明性をどのように確保するか
 - 財政の独立性をどうするか
- 技術的問題
 - DNS方式, ハイブリッド方式など
 - コストとオーバーブロッキングなどの兼ね合い
 - オーバーブロッキングは起こしてはならない
 - リストの受け渡し方法, 更新頻度 など
- 国民の理解
 - ブロッキングを実施するとすれば, 国民の理解が前提

JAIPAの考え方

- 児童ポルノの製造・送信は決して許されない。
 - 送信者側への対応(削除など)には, 迅速に対応する.
- ブロッキングについては, 最終的に各社の判断を尊重する.
 - 実効性, 法務リスクなどを考慮し各社が判断.
 - 利用者の懸念にも十分配慮すべき.
 - ただし, 法的課題の整理に基づくガイドライン等の遵守, リスト作成管理団体の中立性・透明性の確保などが必要不可欠.